

二次医療圏を単位として設定している施策等と区域変更で想定される影響①

○ 二次医療圏を単位として設定している主な施策と区域変更で想定される影響は次のとおり。

区分	施策内容	関連計画等	区域変更で想定される影響（想定）
基準病床 （医療法）	病床過剰地域から、非過剰地域へ誘導することを通じて病床の地域的偏在を是正し、全国的に一定水準以上の医療を確保	北海道医療計画	・圏域面積が拡大した場合、病院や有床診療所の移転可能な範囲も広がることから、地域によっては都市部への医療機関の集中が進むことも懸念される。
道立保健所の設置 （地域保健法）	・保健所の設置は、保健医療に係る施策と社会福祉に係る施策との有機的な連携を図るため、医療法に規定する二次医療圏と介護保険法に規定する高齢者保健福祉圏域を参酌し、所管区域を設定	北海道保健所条例	・保健所の設置数及び所管区域について、検討することが必要。 ・新興感染症発生時に適切な対応が可能となるよう、人材の適正配置の検討が必要。
構想区域 （医療法）	2025年における医療需要を推計した北海道地域医療構想の策定に当たり、二次医療圏と同一の構想区域を設定	北海道地域医療構想	・21の構想区域ごとに合意を得た2025年の必要病床数や地域医療構想調整会議の協議の場の見直しなど、抜本的な整理が必要。 ・構想区域の拡大により、医療機関の都市部への集約化による地域の医療サービスの低下が懸念される
医師確保計画対象区域 （医療法）	医療計画と同	北海道医師確保計画	・圏域面積の拡大または縮小により、地域枠医師の配置や地域医療支援センター派遣など、医師少数区域に所在することで各種医師確保施策の対象となっている医療機関に影響が生ずる可能性がある。
外来医療計画対象区域 （医療法）	医療計画と同	北海道外来医療計画	・地域で不足する医療機能に対する取組の方向性などの再整理が必要。 ・区域の拡大により、医療機関の都市部への集約化による地域の医療サービスの低下が懸念される。
がんの医療連携圏域	・がんの病態に応じて比較的高度で専門性の高い医療サービスの提供ができる圏域として二次医療圏と同一の区域を設定	北海道医療計画	・がん診療連携拠点病院等は、国の整備方針において、がんの医療圏に1か所の整備とされているため、圏域数の増減があった場合、医療機関の指定に係る国への推薦方針について、検討することが必要。

二次医療圏を単位として設定している施策等と区域変更で想定される影響②

区分	施策内容	関連計画等	区域変更で想定される影響（想定）
脳卒中の医療連携圏域	<ul style="list-style-type: none"> 発症後早期の診療開始と比較的高度で専門性の高い医療サービスの提供ができる圏域として二次医療圏と同一の区域を設定 	北海道医療計画	<ul style="list-style-type: none"> 圏域面積が拡大し、医療機関が都市部等へ集中した場合、発症後早期の専門的治療や、住民に身近な医療機関におけるリハビリテーション等に必要な医療機能の確保がより難しくなることが懸念される。
心筋梗塞等の心血管疾患の医療連携圏域	<ul style="list-style-type: none"> 発症後早期の診療開始と比較的高度で専門性の高い医療サービスの提供ができる圏域として二次医療圏と同一の区域を設定 	北海道医療計画	<ul style="list-style-type: none"> 圏域面積が拡大し、医療機関が都市部等へ集中した場合、発症後早期の専門的治療や、住民に身近な医療機関におけるリハビリテーション等に必要な医療機能の確保がより難しくなることが懸念される。
糖尿病の医療圏域	<ul style="list-style-type: none"> 発症後早期の診療開始と比較的高度で専門性の高い医療サービスの提供ができる圏域として二次医療圏と同一の区域を設定 	北海道医療計画	<ul style="list-style-type: none"> 圏域面積が拡大し、医療機関が都市部等へ集中した場合、住民に身近な医療機関における継続的な疾病管理や合併症予防等に必要な医療機能の確保がより難しくなることが懸念される。
精神疾患に係る医療連携圏域	<ul style="list-style-type: none"> 受診へのアクセスのしやすさや必要時の入院を含む適切な医療の提供と合わせて、地域における保健・福祉・介護サービス等と連携した地域生活を支える機能を有する圏域として設定 	北海道医療計画	<ul style="list-style-type: none"> 圏域面積が拡大した場合、精神疾患を抱える方の身近な地域での生活を支えることが困難になるなど、精神科医療機能の低下が懸念される。
周産期医療圏	<ul style="list-style-type: none"> 安心して子どもを産み育てることができる環境づくりの推進のため、地域の実情及び分娩のリスクに応じて必要となる医療機能を明確にして周産期医療圏を設定 	周産期医療の体制構築に係る指針 北海道医療計画	<ul style="list-style-type: none"> 二次医療圏の見直しに当たっては、妊産婦が、身近な地域で子どもを産み育てることが困難となるなど、周産期医療の低下や妊産婦の負担増加が生じないように慎重な検討が必要。
小児医療圏	<ul style="list-style-type: none"> 小児医療の充実のため、地域の実情に応じて必要となる医療機能を明確にして小児医療圏を設定 	小児医療の体制構築に係る指針 北海道医療計画	<ul style="list-style-type: none"> 二次医療圏の見直しに当たっては、現在二次医療圏単位で整備されている重症の小児患者に対する小児救急医療の低下や保護者の負担増が生じないように慎重な検討が必要。

二次医療圏を単位として設定している施策等と区域変更で想定される影響③

区分	施策内容	関連計画等	区域変更で想定される影響（想定）
二次救急医療	・入院治療を必要とする重症救急患者に対する医療体制や救急搬送体制を整備	救急医療対策事業実施要綱 北海道医療計画	・圏域面積が拡大した場合、現在二次医療圏単位で整備されている重症患者に対する救急医療の低下や三次救急医療体制への負担増が懸念される。
地域災害拠点病院	・災害時の医療の確保及び搬送体制の整備を図ることを目的に、二次医療圏毎に地域災害拠点病院を整備	災害医療対策事業等実施要綱 厚生労働省医政局長通知 北海道医療計画	・災害時に必要な災害医療体制を構築するため、圏域の特性等を考慮し、二次医療圏内での複数配置も可能としており、区域変更による影響は少ない。
地域周産期母子医療センター	・産科及び小児科等を備え、周産期に係る比較的高度な医療を提供できるものとして、二次医療圏毎に整備	周産期医療の体制構築に係る指針 北海道医療計画	・二次医療圏の見直しに当たっては、妊産婦が、身近な地域で子どもを産み育てることが困難となるなど、周産期医療の低下や妊産婦の負担増加が生じないよう慎重な検討が必要。
小児二次救急医療体制	・休日・夜間における入院治療を必要とする小児の重症救急患者の医療体制を二次医療圏毎に整備	救急医療対策事業実施要綱 北海道医療計画	・二次医療圏の見直しに当たっては、現在二次医療圏単位で整備されている重症の小児患者に対する小児救急医療の低下や保護者の負担増が生じないよう慎重な検討が必要。
第二種感染症指定医療機関	・医療機関の第二種病室の病床数が適当と認められ、二次医療圏の人口やその他の事情を勘案して指定	感染症指定医療機関の基準 北海道医療計画	・二次医療圏に1か所以上の指定を規定しているため、圏域面積が拡大した場合、指定を辞退する医療機関が生じることが懸念される。 ・圏域面積が増減する場合、現在の指定医療機関数を維持できたとしても、搬送先医療機関との搬送体制の再構築を検討する必要がある。
地域医療支援病院	・国、自治体、医療法人等の開設する病院で、かかりつけ医を支援し、第二次医療圏単位での地域医療の充実を図る病院として承認する制度	医療法（第4条） 北海道医療計画	・圏域の区域が変更となって人口が増加した場合、圏域の人口によって変動する救急要件を満たさない病院が生じ、地域医療支援病院の減少につながることを懸念される。

二次医療圏を単位として設定している施策等と区域変更で想定される影響④

区分	施策内容	関連計画等	区域変更で想定される影響（想定）
地域センター病院	<ul style="list-style-type: none"> ・プライマリ・ケアを支援する二次医療機関で、かつ、第二次医療圏の中核医療機関として、他の医療機関と機能分担を図り、地域に必要な診療体制を確保するため、地域センター病院として指定 	地方・地域センター病院等の整備方針 北海道医療計画	<ul style="list-style-type: none"> ・整備方針では、地域センター病院は、第二次保健医療福祉圏に1箇所又は2箇所を指定することとされており、二次医療圏の設定状況によっては、指定箇所数変更・見直しの必要性が生じる。
小児地域医療センター ・小児地域支援病院	<ul style="list-style-type: none"> ・専門医療及び入院を要する小児患者に対応する小児救急医療の提供体制や搬送体制の確保を図るため、第二次医療圏域ごとに北海道小児地域医療センター及び北海道小児地域支援病院を選定 	北海道医療計画	<ul style="list-style-type: none"> ・第二次医療圏ごとの選定数の規定はなく、基準を満たした医療機関を選定しているため、医療圏の見直しに関わらず、引き続き現体制を維持する。
地域福祉圏 (社会福祉法)	二次医療圏と同一の設定としている高齢者保健福祉圏域や障害福祉圏域と整合	北海道地域福祉支援計画	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉圏域の設定の基本としている高齢者保健福祉圏域や障害保健圏域における影響と同一
高齢者保健福祉圏域 (介護保険法)	どこの地域に暮らしていても、必要なサービスが受けられるように、広域的な観点からサービス提供基盤の確保を図るための圏域として設定 (医療計画における二次医療圏との整合性)	北海道介護保険事業支援計画	<ul style="list-style-type: none"> ・「高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」のサービス見込量は市町村計画の積み上げのため、圏域の区域変更に伴うサービス提供体制に影響はないと考える。 ・二次医療圏の拡大により医療機関が都市部へ集中した場合には、高齢者の在宅生活を支えるために地域で必要な医療サービスの確保が困難になることが懸念される。

二次医療圏を単位として設定している施策等と区域変更で想定される影響⑤

区分	施策内容	関連計画等	区域変更で想定される影響（想定）
障害保健福祉圏域 （障害者総合支援法）	障害福祉サービスの提供体制の確保が、地域間の格差を縮小しながら進められるよう、居住系サービス（共同生活援助）及び日中系活動サービスの量を見込み、推進管理等を行う区域として設定（二次医療圏と高齢者保健福祉圏域を参考）	北海道障がい福祉計画	・圏域面積が拡大した場合、利用者の生活圏域に着目したサービスの基盤整備への支障が懸念される。
北海道障がい者条例に基づく支援員の配置	・障がい者に対する支援の状況を勘案して、市町村の取組に対する助言等を行う支援員を二次医療圏の区域ごとに配置	障がい者条例施行規則（第2条）	・総体の市町村数は増減しないことから、各圏域に配置する地域づくりコーディネーターの配置数を変えることで対応可能と考える。

○医療計画において、二次医療圏での設置等を目標としている指標については、圏域面積が拡大した場合には、目標を達成（現状値が増加）する可能性がある。

例）心血管疾患リハビリテーションが実施可能な医療機関がある第二次医療圏域数（中間見直し時：13 目標値：21）

救急法等講習会の実施第二次医療圏域数（中間見直し時：20 目標値：21）

小児二次救急医療体制が確保されている第二次医療圏域数（中間見直し時：20 目標値：21）